第７節　簡易タンク貯蔵所（危令第14条）

１　固定給油設備等を設けた簡易貯蔵タンクの扱い（S.37.4.6 自消丙予発第44号通知参考）

簡易貯蔵タンクに、固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、次によること。

⑴　下記⑵及び⑶のいずれも一日の取扱量が指定数量未満である場合は、貯蔵が主な目的であると判断し、簡易タンク貯蔵所として規制する。

⑵　一日の給油量が指定数量以上である場合は、給油行為が主な目的であると判断し、給油取扱所として規制する。

⑶　一日の容器詰替え量等が指定数量以上である場合は、容器詰替え行為等が主な目的であると判断し、一般取扱所として規制する。

２　同一品質の危険物（第２号）

危令第14条第２号の「同一品質の危険物」とは、法別表の品名が同じであっても品質の異なるものは、含まれないこと。

したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、一の簡易タンク貯蔵所に併置することができるものであること。（オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならない。）

３　簡易貯蔵タンクの設置方法（第４号）

⑴　危令第14条第４号の規定による簡易貯蔵タンクの固定は、車止め又は鎖等による固定方法があること。

⑵　設置する地盤面は、コンクリート等で舗装し危険物の浸透しない構造とするよう指導する。◆

⑶　タンクの周囲に保有すべき１ｍの空地の上空は、高さ2.5ｍまでは物件等何も存在してはならない。

なお、当該タンクの高さが高い等、何らかの理由で台等に上り点検又は作業等を行う必要のあるタンクに関しては、当該物件等が存在してはならない高さを、「当該台等の高さ＋2.5m」とする。

⑷　屋外に複数のタンクを設置する場合においては、当該タンク間であっても１ｍ以上の幅の空地を確保すること。

⑸　タンク専用室内に簡易貯蔵タンクを２以上設置する場合は、それぞれのタンク間に、0.5m 以上の離隔距離を確保すること。◆

４　タンクの構造（第６号）

タンクの構造については、第４節「屋外タンク貯蔵所」６⑴～⑶によること。

５　通気管（第８号）

簡易貯蔵タンクの下端から通気管先端までの高さが1.5m未満のものにあっては、設

置場所にコンクリート台等を設け、地盤面から通気管先端までの高さを1.5m以上とすること。

6　加圧式簡易貯蔵タンク（S.38.4.6 自消丙予発第12号通知参考）

コンプレッサーから圧搾空気を送り、その圧力によって危険物を吐出させる簡易貯蔵タンクで、次の⑴から⑻までに適合するものは、危令第23条を適用し、危令第14条第８号及び同令第９号により準用する危則第25条の２第１号を免除することができる。（危令第17条第１項第７号に規定する簡易タンクを含む。）（特例理由必要。特例適用願必要）

⑴　タンクは使用最大常用圧力の1.5倍の圧力（46.7kPa(=70/1.5）以下の場合は70kPa）で10分間行う水圧試験で、漏れ又は変形しない構造であること。

⑵　タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。

⑶　給油ホースの取付部には、給油を行うとき以外は給油ホースとタンクとの間の危険物が遮断できるバルブ等を設けること。

⑷　加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合、容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。

⑸　タンクには、圧力計を設けること。

⑹　内圧を抜かなければ、危険物をタンクに補給できない構造とすること。

⑺　給油設備の最大吐出量が、引火点21℃未満のものにあっては毎分50L以下、それ以外のものについては毎分180L以下とすること。

⑻　注油設備の最大吐出量が、車両に固定されたタンクの上部から注入する場合にあっては毎分180L以下、それ以外の場合にあっては毎分60L以下とすること。

7　電気設備

電気設備については、第１節「製造所」の例により指導すること。◆

8　不必要な物件について（危令第 24 条第４号）★

⑴　不必要な物件の考え方については、第２章第１節「製造所」24 によること。

⑵　当該不必要な物件を置いてはならない範囲には、給油又は注油のために必要な空地を施設範囲として確保している場所及び専用室内が該当する。